

## ～小山町殖産興業遺産(国登録文化財)活性化プロジェクト～

### 森村橋橋体復原工事プロポーザル募集要領

#### 1 小山町富士紡遺産(国登録文化財)活性化プロジェクト

##### (1) 目的

小山町は、富士紡績が明治 29 年に当地を創業の地にしたことから経済的発展が始まった。富士紡績進出前の明治 24 年の当町小山地区の人口は 2,578 人、それが明治 43 年には 15,314 人、大正 14 年には 19,000 人を超え、富士紡績は小山町の発展に大きく寄与した。その後、紡績業の衰退、撤退等により平成 29 年 4 月現在 6,747 人(町全体の人口は昭和 35 年 28,900 人がピーク、現在 18,9547 人)まで減少した。

富士紡績は撤退したが、富士紡績の遺産である豊門会館、西洋館、及びそれらがある豊門公園、さらには森村橋にいたる一連の施設は、当町に譲渡され国の登録文化財として残っている。しかしながら、これらの遺産の老朽化が進み公開もままならない状況から、訪問客の受入れが殆どできていない状況にある。そこで、これら遺産を修復、再整備し、利活用することで、シビックプライドの醸成を図ると共に、雇用機会の創出、交流人口の拡大を目的とする。

##### (2) 事業の内容

以下のア～ウの事業により、これら殖産興業の遺産を舞台に、食、遊、学を楽しみ、巡る観光サービスを提供することとする。これを事業化するまちづくり会社的な組織を立上げ、雇用を創出する。また、来訪客の増加が見込まれるので周辺商店街の活性化につなげていくことにする。さらには、町の文化的イメージの向上による移住定住の一助とする。

##### ア 森村橋の復原修景事業：平成 29、30 年度実施予定

###### ○橋の概要

鋼製単トラス橋、橋の長さ 40m、幅員 8.6m(歩道含む) 明治 39 年(1906)完成

###### ○保存と活用方針

- ・国登録有形文化財として、また小山町の歴史を語る重要な文化財として後世へ良好な状態で保存する。
- ・明治 39 年完成当時の橋の姿に近づける。
- ・森村橋ゆかりの森村市左衛門を顕彰する。森村没後 100 年に当たる平成 31 年(2019)復原完成を目指す。
- ・土木の技術史を学ぶ場とする。
- ・橋を見渡す眺望の場の整備及びライトアップにより、橋の美しさを際立たせることで観光資源とする。

##### イ 豊門公園の修景事業：平成 29 年度 第一期工事実施

###### ○公園の概要

富士紡績(株)が、優れた景勝の地を特に選び、地域住民及び従業員の教育、保健、修養などの場を提供することを目的に、大正 15 年(1924)に当時の町や町民の協力のもと会館・宿舍及び庭園を整備したものである。面積約 20,000 m<sup>2</sup>

###### ○修景の方針

- ・本公園は和田豊治をはじめとする、殖産興業により日本の近代化をリードした財界人らを顕彰する由緒ある公園であり、歴史を振り返るうえで重要な地である。そのことを今一度明らかにするよう修景する。
- ・豊門会館及び西洋館と庭を一体的に活用すること前提とした修景をする。

##### ウ 豊門会館及び西洋館修復事業：平成 29～31 年度実施予定

###### ○豊門会館の概要

大正 13 年 3 月に逝去した和田社長の遺志によって、同家の向島にある明治 42、3 年頃建築の邸宅延べ 126 坪が遺族より寄贈され、直ちに小山町藤曲において庭園(今の豊門公園)の築造と邸宅の移転工事に着手し、大正 14 年 12 月に落成、15 年 5 月 16 日には盛大な開館式が行われた。

和館と洋館からなる木造 2 階建て延床 527.07 m<sup>2</sup>

###### ○豊門会館修復の方針

- ・老朽化した部位を修繕する。

- ・内覧できるようにするとともに、迎賓館、貸室等に利用できるように整備する。
- ・お茶、食事(ケータリング)の提供もできるようにする。

#### ○西洋館の概要

富士紡績が私設した豊門青年学校の建物、豊門会館完工後に着手、昭和 5 年前に完成。スレート葺き寄棟、外壁は下見板張り、正面に搭屋を配す瀟洒なデザイン。

木造 2 階建て(搭屋付)延床 395.76 m<sup>2</sup>

#### ○西洋館修復の方針

- ・耐震補強をする。
- ・老朽化した部位を修繕する。
- ・外観を昭和初期の当時の姿に近づけるとともに、1 階をレストラン、カフェに、2 階を「小山町と富士紡績」の歴史資料等の展示ギャラリーとするよう改修する。

## 2 プロポーザル実施の目的

上記 1 (2) ア 森村橋の復原修景事業の内、橋体復原工事を可能な限り低額で工事を実行するために、**実施設計及び施工方法等を見直して実施するものとする。**

しかし、本工事は、民家や工場に近接し、鮎沢川上に位置する明治 39 年に建設されたプラットトラスのリニューアル工事であり、鮎沢川は、非出水期においても大雨により水位が高くなることもあるため、出水に対する安全対策にも配慮する必要がある。

さらに、クレーン作業では、四国化工機(株)富士小山食品工場の搬入道路となる町道 1647 号線上に大型クレーンを設置するため、工場へ出入りするトラックや通勤車両に対する作業時の工夫や通行時の安全対策が必要である。また、民家に近接した作業となるため、高力ボルト本締め等の騒音に対する環境対策に配慮する必要がある。このため、リニューアル工事の施工時における安全対策・環境対策に関する具体的な配慮事項も求めるものとする。

これらのことを実施するために、高い技術力や豊富な経験等を有し、高い品質の確保、コスト削減、安全対策、環境対策に優れたプランの提案者を公募型プロポーザル方式により選定（以下「本プロポーザル」という。）し、この事業の優先交渉者とする。

## 3 工事概要

(1) 工事名 平成 29 年度森村橋橋体復原工事

(2) 橋の概要

- ・所在地 小山町小山地内
- ・鋼製単トラス橋、橋の長さ 40m、幅員 8.6m(歩道含む) 明治 39 年(1906 年)完成

(3) 工事概要

現在の森村橋を取外し、工場にて復原のために橋の部位の補修、新規製作、塗装等を施した後、現位置に架橋する。(舗装工、高欄工、意匠工は含まない。工事に必要な河川協議を含む。)

(4) 設計図書

- ・別添設計図及び設計書を基にする。

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 22 日まで

(6) 目標提案価格 200,000,000 円(税込)以下

※平成 29 年度末の出来高に応じて最高 50,000,000 円までを平成 30 年 5 月 31 日までに支払うものとする。

## 4 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次の条件を全て満たす者とする。

- (1) 小山町入札参加資格名簿登載者であること。
- (2) 平成12年(2000)以降に完工した径間長30m以上の鋼橋のアーチ橋またはトラス橋の架橋実績があること。
- (3) 本工事に関して次に掲げる技術者を配置できる者であること。
  - ・一級土木施工管理技士
- (4) 小山町建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止(指名除外を含む。)の措置を受けている者ではないこと。なお、参加申込書を提出した日から契約締結までの間に、小

山町から指名停止を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する欠格事由に該当する者でないこと。
- (6) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項及び第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 小山町暴力団排除条例(平成24年3月21日)第2条第1号から3号に規定する者ではないこと。
- (9) 参加にあたって、連携協力企業等(参加する者と協力し、参加する者の責任の下に本工事の一部を(2)に求める技術者等を配置する者をいう。以下同じ。)を加える事を可とする。連携協力企業等がある場合は担当させる工事内容を技術提案書に含めること。
- (10) 連携協力企業等がある場合は、当該連携協力企業等が(5)から(9)までの条件を満たす者であること。

## 5 実施スケジュール(予定)

内 容	日時(平成29年)	提出方法等
公募開始	9月25日(月)	下記のデータを町のHPにアップする。 ・プロポーザル実施要領及び様式集 ・森村橋復原設計図書一式(工事範囲明示)
現場説明会 参加申込み	9月27日(水) 12:00 まで	・担当課にて件名「森村橋復原工事現場説明会参加申込み」とし、様式1に記入の上、メールすること。 ・町は小山町入札参加資格名簿登載者であるか否かを確認し、「否」の場合にはメールでその旨を通知する。 ・町からの「現場説明会参加申込み受理」のメールを確認すること。
現場説明会	9月28日(木) 13:30 から	・場所:小山町役場及び現地
参加表明書 等提出	10月2日(月) 17:00 まで	・提出方法:様式2,3,4を記入の上、持参または郵送 ・持参の場合は土日祝日を除き、8:30~17:00 の間に提出する。 また、郵送の場合は期限までに必着のこと。 ・町は参加資格の有無を確認し、「無」の場合にはメールでその旨を通知する。 ・町からの「参加表明書受理」のメールを確認すること。
質疑受付	10月5日(木) 12:00 まで	・様式5にて担当課にメールすること。 ・町からの「質疑書受理」のメールを確認すること。
質疑回答	10月6日(金) 17:00 まで	・町が参加表明者全員に質疑回答書をメールする。 ・「質疑回答書受理」のメールを町に返信すること。
辞退届	10月10日(火) 17:00 まで	・提出方法:様式6を記入の上、持参または郵送 ・持参の場合は土日祝日を除き、8:30~17:00 の間に提出する。 また、郵送の場合は期限までに必着のこと。
技術提案書 提出	10月20日(金) 12:00 まで	・提出方法:様式7~9を記入の上、必要書類を添付し、持参すること。
プレゼンテーショ ン・ヒアリング実施	10月24日(火) 14:00から	・集合時間及び場所は、10月20日(金)17時までに、各提案者にメールにて通知する。

選定業者の 決定通知	10月25日(水) 17:00 まで	・各提案者にメールにて通知する。
---------------	-----------------------	------------------

## 6 提案書の内容

- (1) 提案書類提出書 様式7 1部
- (2) 実施体制表 様式5 8部
- (3) 技術提案

内 容	書式	部数
9(2)に示す評価対象のコストコントロールの妥当性、施工についての内容、工事スケジュール等を、別添の様式に基づき提案する。	A 3 5枚以内	8部

- (4) 価格提案書(様式9) 1部  
※ただし個々の工種の規格、数量、単価、金額の入った内訳書は4部添付要

## 7 発注者及び事務局

- (1) 発注者 小山町
- (2) 事務局

小山町教育委員会生涯学習課 〒410-1321 小山町阿多野130(小山町総合文化会館内)

TEL : 0550-76-5722 (直通) FAX : 0550-76-5724

E-mail : shougai@fuji-oyama.jp http://www.fuji-oyama.jp/top.html

## 8 技術提案 (プレゼンテーション)

- ・1提案者当たりの所要時間は、説明20分以内とする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは町で用意する。

## 9 審査

- (1) 小山町職員及び外部有識者によって構成する審査会委員が、最優秀提案者及び次点者を選定する。
- (2) 審査項目と配点

【技術提案評価】100点満点

評価対象		配点
配置される技術者の経験・実績、資格等		10
コストコントロールの妥当性 (適切なコストダウン及び価格)		50
施工	ア 安全確保、周辺対策	20
	イ 品質確保	10
審査員特別加算点		10
計		100

- (3) 審査方法

- ア 技術提案書の審査は、審査会が審査要領に基づいて行う。
- イ 審査会は、各技術提案書の中から、評価点を基に最優秀提案者及び次点者を決定する。
- ウ 技術提案評価点が、60点未満の者は失格とする。

- (4) 優先交渉権者等の決定及び通知

- ア 審査会は、技術提案書の審査結果に基づき、優先交渉権者及び次点候補者を選定する。
- イ 本町は審査会の選定を基に、優先交渉権者及び次点候補者を決定する。
- ウ 本町は提案者全てに、審査結果の概要を付しその旨をメールで通知する。
- エ 審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。

## 10 契約の締結

8の審査により選定された優先交渉権者と選定された提案書等に基づき工事内容及び金額について協議の上、工事請負契約の手続きを行う。

## 11 共通事項

### (1) 資料の追加要請

提出された参加表明書及び技術提案書に関し、事務局から問い合わせ又は資料等の追加提出を求める場合がある。追加提出資料等を含め、提出書類は原則として返却しない。

### (2) 失格

参加者及び参加者と同一と判断される団体等が、次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

ア 本工事の参加表明書提出日（以下「基準日」という。）から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合。

イ 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合。

## 12 関係書類等

参加表明及び技術提案については、小山町ホームページにアップする資料を踏まえ、所定様式により作成すること。

提供資料については、本工事の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。

## 第3章 その他

1 参加表明書及び技術提案書の作成に係る費用について、提案者が負担するものとする。

2 提出された参加表明書及び技術提案書の取扱い

ア 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。

イ 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された提案書類（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同じ。）は、受注者の選定に係る公表以外に参加者に無断で使用しない。ただし、受注者の提案書類については、本工事内容の公表時や本町が必要と認めるときには、その全部又は一部を使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった場合の提案書類は、本工事の選定結果の公表以外に無断で使用しない。

ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負う。

エ 技術提案書の作成のために本町から受領した資料は、本町の了解なく公表及び使用してはならない。

3 技術提案の履行

受注者は、技術提案書の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること（本工事に不利益となる技術提案書の提案事項と認める場合は除く）。

また、受注者の責により、事業契約完了時点で技術提案書の提案を達成できなかった事項について、受注者は本町に対し、違約金を支払うものとする。

なお、技術提案書の提案事項を達成する意志が受注者に認められないなど、技術提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。